

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和元年(2019年)5月23日作成)

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
根拠条項	第18条第3項
処分の概要	第一種特定製品の管理者に対する勧告に係る措置をとるべきことの命令
法令の定め	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第18条 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者（管理第一種特定製品の種類、数その他の事情を勘案して主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の管理第一種特定製品の使用等の状況が第16条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	上記法令の規定及び「フロン排出抑制法に係る不利益処分要綱」別表による。
処分担当課	環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号：011-231-4111 内線24-212 ダイヤルイン：011-204-5190)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和元年(2019年)5月23日作成)

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
根拠条項	第35条第1項
処分の概要	第一種フロン類充填回収業者の登録の取消し等
法令の定め	<p>(登録の取消し等)</p> <p>法第35条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。</p> <p>二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第29条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 第29条第1項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 第29条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p>
処分基準	上記法令の規定及び「フロン排出抑制法に係る不利益処分要綱」別表による。
処分担当課	環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号：011-231-4111 内線24-212 ダイヤルイン：011-204-5190)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
根拠条項	第49条第8項
処分の概要	第一種フロン類充填回収業者等に対する勧告に係る措置をとるべきことの命令
法令の定め	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第49条 都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者が第37条第2項若しくは第4項又は第39条第2項若しくは第6項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第38条第1項又は第40条第1項の規定による登録をする場合において、これらの規定を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が第43条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者が第45条第1項から第5項までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が第45条の2の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>6 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が第37条第3項に規定するフロン類の充填に関する基準若しくは第44条第2項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又は第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。)が第46条第2項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、正当な理由がなく前条に規定する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをしない第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>8 都道府県知事は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	上記法令の規定及び「フロン排出抑制法に係る不利益処分要綱」別表による。
処分担当課	環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号：011-231-4111 内線24-212 ファクシ：011-204-5190)
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm

「フロン排出抑制法に係る不利益処分要綱」（抜粋）

別 表

対象者	対象要件	処分内容
第一種フロン類充填回収業者	1 不正の手段による登録 不正の手段により、第一種フロン類充填回収業者の登録を受けた場合。	登録の取消し
	2 登録基準不適合 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が法第29条第1項に規定される基準に適合しなくなった場合であって、基準に適合しなくなった日から30日を超える場合。	その業務の全部若しくは一部の停止（6月以内） 又は登録の取消し
	3 欠格要件該当 法第29条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなった場合。	登録の取消し
	4 処分・命令違反	登録の取消し
	業務の全部若しくは一部の停止に係る命令に違反し、業務を行った場合。 法に基づく命令（業務の全部若しくは一部の停止に係る命令を除く。）に違反した場合。	
	5 法違反	登録の取消し
	みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出した場合。	
法第31条第1項の規定に基づく変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。 その他の違反に該当した場合。	その業務の全部若しくは一部の停止（10日以内）	
の第一種特定製品	6 勧告措置不履行 法第18条第1項の規定に基づく勧告を受けた第一種特定製品の管理者が同条第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認められる場合。	勧告措置命令
第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品整備者、	7 勧告措置不履行 法第49条第1項から第7項までのいずれかに基づく勧告について、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかった場合。	

※ 対象要件に対する処分内容は、基準不適合の具体的状況、対象者の是正可能性等の諸事情を考慮して決定することができる。